

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「（寝台料金を除く。）」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特殊乗車券の利用範囲を広げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。